平成２３年（フ）第３５号
島根県鹿足郡津和野町枕瀬277番地６、前住所広島市東区戸坂桜東町６番30コーポ白樺202号
債務者　久禮　良和
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第２２１号
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷916番地10
債務者　山口　一美
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２２４号
長崎県佐世保市広田４丁目10番７―105号、旧住所長崎県佐世保市日宇町2898番地１　ライフコーポ102号
債務者　藤本　純子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２３０号
長崎県佐世保市権常寺町1306番地１　早岐市営住宅Ｂ棟202号、旧住所東京都板橋区大谷口２丁目57番１号
債務者　二宮　裕次
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
長崎県佐世保市小島町５番31号
債務者　坂井美千代
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３７３号
静岡市清水区三保3499番地
債務者　安田　　進
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５０号
静岡市葵区新伝馬３丁目10番43号　秋山マンション201号
債務者　酒井富士子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第６３３号
千葉県市川市新田５丁目10番１号
破産者　理想郷土地建物株式会社
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３０３号
三重県津市末広町16番38号　Ｓｕｒｐｌｕｓ　Ｔｗｏ　ＯＮＴＡＲＩＯ　ＳＥＡ　206号室、住民票上の住所三重県四日市市釆女町3192番地
破産者　浦田圭一郎
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６６号
三重県津市河辺町3003番１号
破産者　有限会社ケイアンドケイオフィス
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６７号
三重県四日市市釆女町3192番地、破産手続開始決定時の住所三重県津市河辺町3003番地１
破産者　浦田　和弘
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２５号
茨城県下妻市亀崎字亀崎1523番地１
破産者　株式会社内外テック
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１２７号
茨城県下妻市半谷505番地10
破産者　株式会社ティ・ディ・エス
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１４３４号
千葉市美浜区高洲２丁目１番１棟402号
破産者　斉藤　　昭
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６６７号
千葉市中央区寒川町３丁目112番地
破産者　有限会社新双葉
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５０７号
千葉県八千代市萱田2220番地34
破産者　中濱くみ子
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６０６号
千葉県船橋市行田１丁目28番19号　ロイヤルパレス205号
破産者　町田　武彦
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６１３号
千葉県市川市国府台５丁目17番10号
破産者　有限会社藤城タイル
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係